

茅ヶ崎市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第17号

茅ヶ崎市火災予防条例等施行規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市火災予防条例等施行規則（平成4年茅ヶ崎市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「第9号から第11号まで」を「第10号から第12号まで」に改め、同項第2号中「第64条第8号」の次に「及び第9号」を加え、同項第3号中「第64条第12号から第16号まで」を「第64条第13号から第17号まで」に改め、同項第4号中「第64条第17号」を「第64条第18号」に改め、同項第5号中「第64条第18号」を「第64条第19号」に改める。

第7号様式中

所在地	電話番号	を
-----	------	---

  

サウナ設備 の区分	<input type="checkbox"/> 簡易サウナ設備 <input type="checkbox"/> 一般サウナ設備	に
所在地	電話番号	

改める。

附 則

この規則は、令和8年3月31日から施行する。